

関連施設の資格基準と認定施設における申請手続き

認定施設における関連施設の資格基準及び申請手続きを下記のとおり定める。

記

1 関連施設の資格基準

関連施設の認定を申請する診療施設は、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 消化器系病床として常時 20 床以上有すること。
- (2) 肝臓専門医が 1 名以上常勤すること。
- (3) 日本肝臓学会認定施設の指導医が、認定施設の研修カリキュラムに基づき、定期的な研修指導を行えること。
- (4) 剖検室を有すること。ただし、当該施設に関連する施設を含むものとする。

2 関連施設認定の方法

- (1) 関連施設の認定を申請する日本肝臓学会認定施設の指導医責任者は、次の号に定める申請書類を審議会に提出しなければならない。

関連施設認定申請書

施設長からの診療施設内容証明書

専門医の勤務に関する施設長からの証明書

- (2) 審議会は毎年 1 回申請書類によって審査を行う。地域的背景及び教育的見地から審議会が特に必要と認めた場合、申請書類によらないで審査を行うことができる。

3 関連施設の資格喪失

- (1) 関連施設は、次の理由により審議会の議を経てその資格を喪失する。

1 の資格基準に該当しなくなったとき。

正当な理由を付して関連施設を辞退したとき。

- (2) 理事長は関連施設として不適当と認められたものに対して、審議会及び理事会の議を経て関連施設の認定を取消することができる。

附記

この基準は、平成 23 年 10 月 19 日から実施する。